平成２５年（フ）第６７号
茨城県取手市宮和田675番地　第２コーポ増山203
債務者　荒井　利夫
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
茨城県龍ケ崎市川原代町1014番地の12
債務者　太田　和子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
茨城県守谷市薬師台４丁目２番地３　市営202―103
債務者　大谷　栄進
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
長野市吉田４丁目11番20―402号　ドリームパレス
債務者　竹澤　香代
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
兵庫県伊丹市瑞穂町５丁目95番地シャトー瑞穂107号
債務者　廣橋　　昇
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３５３号
兵庫県尼崎市稲葉元町３丁目８番２―504号
債務者　谷本　尚久
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５号
佐賀県小城市牛津町上砥川405番地114　サガンメイト砥川Ｂ―５号
債務者　厚地　和也
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号
佐賀県小城市牛津町上砥川405番地114　サガンメイト砥石Ｂ―５号
債務者　厚地　明菜
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９０号
佐賀県武雄市山内町大字宮野25820番地１
市営久保田住宅522号
債務者　灰﨑　　明
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２４３号
熊本県下益城郡美里町中145番地１
債務者　本田　恵介
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４１１号
熊本市中央区帯山５丁目２番７―404号
債務者　前澤　時寛
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４１５号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目15番10号
債務者　根比　義昭
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２７号
熊本市西区春日４丁目４番４号
債務者　辻口　敦子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６２号
大分県別府市亀川東町９番15号　ゑびすやビル401号
債務者　赤星　裕美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８０号
宮崎県延岡市富美山町308番地１　富美山ビル12
債務者　中村理恵子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第８１号
宮崎県日向市大字財光寺1095番地
債務者　三浦　則子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２７３号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目７番23―１号
債務者　村上　邦宏
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部